



まんのう 農業委員会だより

第11号
平成28年3月1日発行



お田植祭の様子(場所:長炭地区 鳩峯八幡神社斎田)

◆◆ 編集/発行 ◆◆

まんのう町農業委員会(まんのう町役場産業経済課内)

まんのう町吉野下430番地 TEL0877-73-0105

農業委員会はこんな仕事をしています。

▶ 優良農地の確保と有効利用

農地の売買や貸し借り、農地の転用などについて、農地法などに基づいた許認可などの業務を行っています。

▶ 農業者の利益代表としての農政活動

農業・農業者の利益代表として農業者の意見や要望をきめ細かく汲み取り、行政や政策へ反映するための建議や意見の公表を行っています。

▶ 農地利用集積と担い手への支援

地域農業の構造改革に向けて、認定農業者などの担い手への農地の利用集積や経営の確立に向けた支援活動を展開しています。

▶ きめ細かな地域の世話役活動

農業者年金、税金、制度資金など農家の経営や生活に関する身近な悩みや、相談などに対するきめ細かな世話役活動を行っています。

まずは地元の農業委員までお気軽にご相談ください。

	氏 名	担 当 地 区	電話番号
琴南地区	兼 若 順 二	川東(明神・東谷・川奥) 勝浦(横畑・奈良の木・谷田・長谷)	84-2259
	山 本 幸 作	中通(名頃を除く)	85-2977
	澤 田 悟	勝浦(横畑・奈良の木・谷田・長谷を除く) 中通(名頃)	84-2768
	湊 高 春	川東(川東上・川東下・淵野・堀田・前の川)	84-2160
	藤 本 繁	造田(上所・下所・盛下・仲空・中央・錦町・栄町 三本松・旭町・盛上・風の丘・旭風会・共栄会)	85-2408
	森 本 利 治	造田(荒神・天川・梅の木・岡の峯・備中地・城山 木の下・梶洲・更生・桜団地・城山ハイツ)	85-2541
満濃地区	曾我部 宗男	炭所西(常包・片岡)	79-3461
	黒 木 輝 美	炭所西(江畑・塩田・平野・大向)	79-2476
	三 原 俊 雄	炭所東	79-2693
	鈴木 多計士	長尾	79-2798
	藤 井 清	吉野(中村・八幡・場正・桶樋・五毛)	79-2354
	秦 守	吉野(木ノ崎・旭東・光元・高屋原・野津郷)	79-3441
	有 信 隆 雄	吉野(鐘場・中大宮・北原・宮東)	79-3431
	山 内 政 美	真野 神野	73-3810
	今 田 義 則	岸上 五條	73-3305
	中 浦 優	吉野下	73-5029
	鉄 川 武 夫	吉野下	73-5164
	亀 田 安 信	四條	73-5258
	宮 崎 清	東高篠 羽間	75-2111
	白 川 修	西高篠 公文	75-4501
仲南地区	岩 倉 節 夫	帆山 後山 大口	78-3311
	香 川 照 文	新目 山脇 追上	57-6162
	細 川 憲 志	佐文 宮田	75-0271
	小 山 進	生間 買田	75-0584
	高 井 忠	七箇(小池・福良見・照井)	78-3624
	川 原 弘 樹	七箇(春日) 塩入	78-3207
	近 石 修	七箇(久保・本目)	77-2652

農業委員会制度が

昨年8月28日、農業委員会法が改正されました。これにより、農業委員の選出方法が公選制から市町村長において農地利用の最適化を推進する「農地利用最適化推進委員」が新設されます。さらに、農業委員会ですが、まんのう町の委員は経過措置により平成30年7月20日から移行します。

農業委員の 選出方法の変更

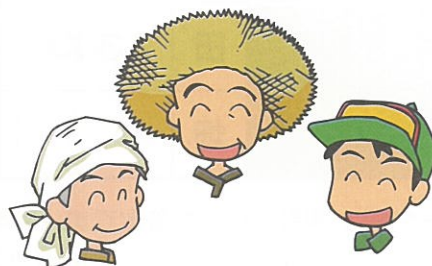


1. 委員の選挙は廃止され、推薦及び公募に

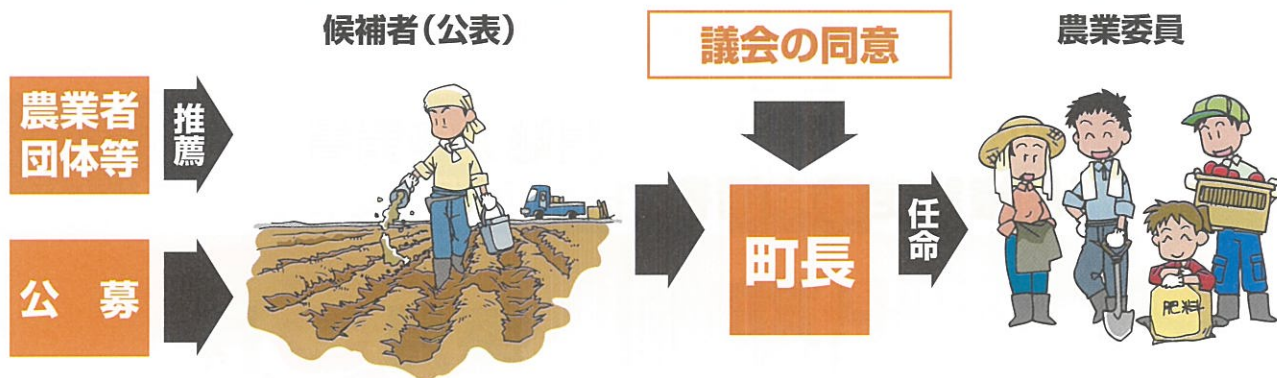
- ◆公選制の廃止→議会の同意を得て市町村長が任命する。
- ◆委員定数は、農業者数・農地面積その他の政令で定める基準により条例で定める。
- ◆委員の任期は3年。 ◆農業者や農業者が組織する団体等に委員候補者の推薦を求める。
- ◆委員候補者は、公募も行う。 ◆推薦と公募の結果は、公表義務がある。
- ◆市町村長は、推薦や公募の結果を尊重しなければならない。
- ◆農業委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。
- ◆農業委員会の会議において、農地利用最適化推進委員に報告を求めることができる。

2. 委員構成は、多岐に

- ◆委員の過半数は、認定農業者とする(例外規定あり)
- ◆委員会業務に関し利害関係を有しない委員を入れる。
- ◆年齢・性別に著しい偏りが生じないよう配慮する。



農業委員選任の流れ



大きく変わります!

選任制に変更になり、農業委員選挙人名簿登載申請制度はなくなりました。また、農業委員とは別に、各地域業務は、「農地利用の最適化」の推進であることが明確化されました。この制度は本年4月1日からの施行で

農地利用最適化推進委員を新設



農地利用最適化推進委員(推進委員)は、各区域で活躍

- ◆推進委員は、農業委員会が委嘱する。
- ◆定数は、町内農地の状況及び農地面積等を考慮して政令で定める基準により条例で定める。
- ◆推進委員の任期は、委員の任期と同じ3年。
- ◆農業委員会が定めた区域を単位として農業者等に推進委員候補者の推薦を求める。
- ◆推進委員候補者は、公募も行う。 ◆推薦と公募の結果は、公表義務がある。
- ◆農業委員会は、推薦や公募の結果を尊重しなければならない。 ◆推進委員は担当区域を持つ。
- ◆推進委員は、農業委員会の会議に出席して意見を述べることができる。(議決権はない)

最適化推進委員委嘱の流れ



農業委員会業務として

「農地等の利用の最適化の推進」が義務づけられました。

農地の最適化とは

農業委員会は、これまで必須業務として行ってきた農地法第3、4、5条などの許認可事務だけではなく、任意業務として行ってきた、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進も重点(必須)業務となりました。

農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農地等の集約化

→担い手への農地利用の集積の推進

農地等として利用すべき土地の農業上の利用確保

→耕作放棄地の発生防止、解消の推進

農業への新たな農業経営を営もうとする者の参入の促進

→新規就農、企業等の農業参入の支援

「家族経営協定」で新しい時代をひらく

—— 魅力的な農業経営は家族内の話し合いから ——

「家族経営協定」ってなに？

家族経営協定とは、家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件・就業環境について家族みんなで話し合いながら取り決めるものです。そして、家族みんなで実行し、必要に応じて内容の見直しも行っていくことです。

家族経営協定に取り組もう

STEP

1

家族農業経営の将来展望を切りひらくためには、家族内における話し合いの積み上げが起点となります。家族構成員の一人一人が自らの意思で発言し、経営・生活の現状把握を行うとともに、将来に向けた目標の樹立やその実現のための具体的な取り組み方を明らかにすることが大切です。

STEP

2

こうした家族内の話し合いを進める際に、家族経営協定の締結は有効な手段となります。家族経営協定は、女性や若者の経営参画を促し、家族農業経営をいわば家族構成員みんなでつくる共同経営（パートナーシップ経営）と位置付けることを理念としています。

STEP

3

各農家（または経営）の状況に応じた協定内容を策定し、①経営内の「個」の確立、②経営の近代化、③経営の持続性の確保という3つの要素を備えた魅力的な家族農業経営を実現しましょう。

家族経営協定の目指すもの

1. 経営内の「個」の確立

- 個人の立場の尊重
- 各人の意欲的な経営参画など

2. 経営の近代化

- 家計と経営の分離
- 生産・販売にわたる経営方針の明確化など

3. 経営の持続性の確保

- 経営継承者の地位の安定
- 経営資産の細分化防止など

「食料・農業・農村基本法」に基づく今日的な農政展開のもとで、家族経営協定の推進は、ますます注目される状況となっています。とりわけ、農業の持続的な発展や農村における男女共同参画社会の形成が重要な課題となっており、これらの実現に向けた条件づくりを進めるものとして、家族経営協定の取り組みは大きな意義を持っています。



まんのう町賃借料情報

平成27年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当たり）は、以下のとおりとなっております。

なお、この賃借料情報は、実勢の集計値であり、拘束力はありませんので、契約の際には、貸し手と借り手がよく話し合った上で賃借料を決めてください。

平成28年2月1日

まんのう町農業委員会

締結（公告）された地区名		平均額	最高額	最低額	データ数	備 考
琴南地区	田	5,700円	10,000円	3,000円	23	使用貸借 22
	畑	円	円	円	0	使用貸借 0
満濃地区	田	7,200円	10,000円	3,000円	270	使用貸借 763
	畑	7,000円	10,000円	5,000円	13	使用貸借 9
仲南地区	田	8,000円	10,000円	5,000円	82	使用貸借 147
	畑	3,800円	5,000円	3,000円	23	使用貸借 17
(参考) まんのう町平均	田	7,300円	円	円	375	使用貸借 932
	畑	円	円	円	36	使用貸借 26

- データ数は、集計に用いた筆数です。（平均値の170%を超えるもの及び30%未満のものは除いています。）
- 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。
- 備考は使用貸借（賃借料が無償）のデータ数を表示しています。
- データ数が5筆に満たない場合は、表示していません。
- 「（参考）まんのう町平均」の平均額は、各区分の平均値をデータ数により加重平均した値です。

平成28年4月から農地法申請書および
利用権設定等申請書の提出期限が変わります！



提出期限 毎月5日

※5日が休日の場合は、直前の平日となります。詳しくは農業委員会事務局までお問い合わせください。